

大阪市告示第327号

大阪市立都島区民センターの利用料金について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第10条の3第4項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和8年3月9日

大阪市長 横山英幸

(1) 施設の使用にかかる利用料金

単価：円

施設	①平日用：利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合）					
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
ホール	11,000	14,600	14,600	21,800	24,700	34,900
	(5,500)	(7,300)	(7,300)	(10,900)	(12,350)	(17,450)
会議室 1	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
会議室 2	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
会議室 3	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
会議室 4	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
会議室 5	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400

施設	②土日祝日用：利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合）					
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
ホール	13,200	17,520	17,520	26,160	29,640	41,880
	(6,600)	(8,760)	(8,760)	(13,080)	(14,820)	(20,940)
会議室 1	1,200	1,560	1,560	1,800	2,040	2,880
会議室 2	1,560	2,160	2,160	2,880	3,360	4,680
会議室 3	1,560	2,160	2,160	2,880	3,360	4,680
会議室 4	1,560	2,160	2,160	2,880	3,360	4,680
会議室 5	1,200	1,560	1,560	1,800	2,040	2,880

施設	③平日用：利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収する場合）					
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
ホール	16,500	21,900	21,900	32,700	37,100	52,400
	(8,250)	(10,950)	(10,950)	(16,350)	(18,550)	(26,200)
会議室 1	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
会議室 2	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
会議室 3	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
会議室 4	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
会議室 5	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600

施設	④土日祝日用：利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収する場合）					
	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
ホール	19,800	26,280	26,280	39,240	44,520	62,880
	(9,900)	(13,140)	(13,140)	(19,620)	(22,260)	(31,440)
会議室 1	1,800	2,400	2,400	2,760	3,120	4,320
会議室 2	2,400	3,240	3,240	4,320	5,040	7,080
会議室 3	2,400	3,240	3,240	4,320	5,040	7,080
会議室 4	2,400	3,240	3,240	4,320	5,040	7,080
会議室 5	1,800	2,400	2,400	2,760	3,120	4,320

令和8年4月1日以降のホールの使用において、利用日の6日前から当日までに使用申請を行った場合に限り、この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段（）に記載されている金額とする。

(2) 附属設備利用料金

単価：円

品名	単位	利用料金	備考
拡声装置A	一式	1回につき 1,650円	
ワイヤレスマイク装置	一式	1回につき 1,050円	

マイク	1本	1回につき	350円	ホール
調光設備	一式	1回につき	1,050円	
ボーダーライト	1列	1回につき	550円	
水平ライト (アッパー)	1列	1回につき	550円	
水平ライト (ロー)	1列	1回につき	550円	
シーリングスポットライト	1台	1回につき	350円	
サイドフロントスポットライト	1台	1回につき	350円	
ピンスポットライト	1台	1回につき	400円	
サスペンションライト (スポットライト)	1台	1回につき	350円	
フットライト	1列	1回につき	1,050円	
金びょうぶ	1双	1回につき	550円	
グランドピアノ	1台	1回につき	2,750円	
拡声装置B	一式	1回につき	950円	ホール及び各室
ビデオプロジェクター	1台	1回につき	550円	
持込設備電源使用料	1kW	1時間につき	200円	

「1回」とは、午前、午後又は夜間に使用する場合を言い、午前午後又は午後夜間の使用の場合は2回、全日使用の場合は3回とする。

## 2 実施時期

令和8年4月1日から

(都島区役所まちづくり推進課)